## 令和6年9月 定例教育委員会会議

会 議 録

令和6年9月6日開催

## 会 議 録

開催日時					令和 6 年 9 月 6 日 (金) 午後 7 時 0 0 分 開会 午後 7 時 5 6 分 閉会
場	所				旭川市教育委員会 教育委員会室
	教 及	育 び		長員	教育長 野﨑 幸宏、顓驤賦 本田 哲嗣、委 員 近藤 美保 委 員 山﨑 與吉、委 員 坂田 葉子
出席者	事務局	説事職		員局員	学校教育部長       坂本 考生       社会教育部長       佐藤 弘康         学校教育部次長       中瀬 恭子       文化ホール整備担当部長       田島 章博         学校施設課長       板東 俊光       社会教育部次長       主藤 肇         学務課長       山本 厚       文化振興課長       坂本 剛         教職員課長       山下 聡司       文化ホール担当課長       吉川 泰美         教育政策課長補佐       佐々木孝二郎         教育政策課主査       朝倉 裕幸
傍	<u> </u>	聴		者	0人
公	開・非	公開	の另	IJ	一部非公開
公開・非公開の別会議次第				第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について ・議案第2号 令和6年度旭川市文化賞受賞者について ・議案第3号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・報告第1号 令和7年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の持択(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告事項 (1) 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について (2) 旭川市議会令和6年第3回定例会の教育委員会関連議案について (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について 6 その他 7 閉会

			審議内容
発	言	者	発 言 要 旨
			《開会》
教	育	長	ただいまから、令和6年9月定例教育委員会会議を開会いたします。
			《会議録署名委員》
教	育	長	本日の会議録署名委員は本田委員、山崎委員を指名します。
			《前回会議録》
教	育	長	会議録ですが、令和6年5月定例教育委員会会議(令和6年5月17日開催)及び令和6年6月定例教育委員会会議(令和6年6月28日開催)については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。
各	委	員	ありません。
教	育	長	御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。
各	委	員	異議ありません。
教	育	長	「異議なし。」と認め、令和6年5月定例教育委員会会議及び令和6年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。 なお、令和6年7月定例会、8月第1回臨時会、8月第2回臨時会、8月 定例会及び8月第3回臨時会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということでよろしいですか。
各	委	員	異議ありません。
教	育	長	「異議なし。」と認め、令和6年7月定例会、8月第1回臨時会、8月第2回臨時会、8月定例会及び8月第3回臨時会の会議録については、調製後、承認することといたします。
			《審議事項》
教	育	長	それでは、審議事項に入ります。 お手元に配付されております令和6年9月定例教育委員会会議議案等の 公開及び会議録記載方法の取扱い一覧をご覧ください。議案第1号から議 案第3号、報告第1号から報告第4号、報告事項(2)及び報告事項(3) は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項 ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、よろしいでしょ うか。
各	委	員	異議ありません。
教	育	長	「異議なし。」と認め、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告 第4号、報告事項(2)及び報告事項(3)は、秘密会といたします。 また、議案第2号及び議案第3号、報告第2号から報告第4号、報告事項 (3)は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載する

ことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議ありません。

長

教

学

本

田委

務

課

育

「異議なし。」と認め、議案第2号及び議案第3号、報告第2号から報告 第4号、報告事項(3)については、会議録には概要を記載することといた します。

《報告事項》

教 育 長 それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。

文化ホール整備担当部長 「旭川市民文化会館整備基本計画」策定に係る建設予定地については、7 月の定例教育委員会会議にて、報告させていただきましたが、8月21日に 開催されました子育て文教常任委員会において、建設予定地が旧総合庁舎 跡地に決定したことについて、民主・市民連合の江川委員による質疑がござ

いましたので報告します。

教 育 長 本案について、御意見、御質問等はありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、報告事項(1)「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、その他に入ります。

《 その他 》

教 育 長 他に、何かありますか。

各 委 員 ありません。

事 務 局 ありません。

長

《秘密会》

教 育 長 ここからは、秘密会といたします。

それでは、議案第1号「令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用

図書の採択理由の公表について」、説明願います。

令和6年8月定例教育委員会会議及び第3回臨時教育委員会会議において、令和7年度から使用する中学校用教科用図書を採択いただいたところです。令和6年5月定例教育委員会会議において、採択結果及び採択理由等については、採択終了後に、市のホームページで公表することが決定されていたため、8月28日に採択結果を公表しております。

次に、採択理由を公表するに当たり、旭川市教科書調査委員会から調査研究結果の報告を受け、教育委員会会議で審議した内容を踏まえ、別紙のとおり採択理由を整理いたしました。

教 育 長 本案について、御意見、御質問等はありますか。

員 採択理由について、冒頭で教科書の構成内容について記載されており、分かりやすいと思いました。

_			
教	育 育	長	他に御意見、御質問等はありますか。
名	委 委	員	ありません。
教	<b>対</b> 育	長	それでは、議案第1号「令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用
		ļ	図書の採択理由の公表について」、は、原案どおり決定することで御異議あ
		ļ	りませんか。
名	子 委	員	異議ありません。
型		長	「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。
すン	( F	K	「共餓なし。」と祕め、戦米切1gについては、灬木にもノハルしの)。
		ľ	マギ中からロ「Aものと中田田士中ル貴巫貴女DァムNマ」 \
		ļ	<議案第2号「令和6年度旭川市文化賞受賞者について」>
ĺ		ľ	令和6年度旭川市文化賞受賞者の推薦状況、選考経過及び決定理由につ
		ľ	いて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。
		ľ	1
		ļ	<議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」>
		ļ	旭川市民文化会館運営審議会委員のうち、学識経験者の後任者の委嘱及び
		ļ	任期ついて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。
		ľ	1
		ľ	《報告第1号》
		ľ	1
教	数 育	長	次に、報告第1号「令和7年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書
		- 1	のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択(臨時代理)につ
		ľ	いて」、報告願います。
学	学 務 課	長	本件につきましては、令和6年8月の第3回臨時教育委員会会議におい
7	- 伤 ዂ	八	
		ļ	て御審議頂く予定でありましたが、北海道の採択が遅れたため、一旦議案を
		ļ	取下げさせていただいたものでございます。
		ļ	令和6年8月20日の教育委員会会議の後に道からの通知があり、北海
		ļ	道教育委員会が採択した「令和7年度(2025年度)使用小学部及び中学部
		ļ	を置く道立特別支援学校用一般図書採択一覧」に掲載されている一般図書
		ļ	について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条
		ļ	の規定に基づき、令和7年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の
		ļ	うち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として、教育長が臨時に
		ľ	代理し採択を行っております。
		ľ	なお、一覧の内容につきましては、案の時点からの変更はございませんで
		ļ	したので、御報告いたします。
教	数 育	長	本案について、御意見、御質問等はありますか。
			1
名		員 E	
教	<b>汝</b> 育	長	それでは、報告第1号、「令和7年度に使用する旭川市立小中学校用教科
		ľ	用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択(臨時代
	_	_	理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
名		員	異議ありません。
教	<b>対</b> 育	長	「異議なし。」と認め、報告第1号については、報告のとおり了承します。
		ľ	
		ļ	<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」>
		ļ	令和6年8月9日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分につい
		,	マーサストンには、10円12としておけり おりのしかり フュート

て、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」> 令和6年8月1日から同月20日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」> 令和6年7月24日から同年8月15日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《報告事項(2)》

教 育 長

次に、報告事項の(2)「旭川市議会令和6年第3回定例会の教育委員会 関連議案について」、報告願います。

学校施設課長

学校教育関連では、学校施設の工事に関する、契約の締結が2件、変更契約の締結が2件、専決処分の報告が3件となっております。資料を御覧ください。

初めに、契約の締結に関する議案2件について御説明します。予定価格1億5千万円以上の工事契約につきましては、条例で議会の議決に付さなければならないと定められております。「豊岡小学校屋体増改築工事」についきましては、契約金額7億3480万円、「千代田小学校プール改築ほか工事」につきましては、契約金額1億8018万円、それぞれ契約を締結しようとするものです。

ここで、豊岡小学校、千代田小学校の整備状況について御説明します。豊岡小学校につきましては、令和4年度から令和9年度にかけて、校舎、屋内運動場の増改築工事などを進めており、校舎は今年度の4月から供用を開始しております。

また、今回契約を締結しようとする屋内運動場は、令和6年と令和7年度の2か年の工事で、令和8年3月の供用開始を予定しており、グラウンドを整備し、令和9年11月からの全面供用を予定しております。

千代田小学校につきましては、令和3年度から令和7年度にかけて、校舎、屋内運動場の増改築工事などを進めており、校舎と屋内運動場は、令和5年4月から供用開始しております。

また、今回契約を締結しようとするプールは、令和7年からの供用開始を 予定しており、その後、グラウンドを整備し、令和7年12月からの全面供 用を予定しております。

次に、変更契約の締結に関する議案 2 件について御説明します。「永山西小学校(A)増改築工事」と「永山西小学校(B)増改築工事」につきましては、契約締結後の労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、契約約款に定める「インフレスライド条項」を適用し、契約金額を増額変更しようとするものです。

永山西小学校の整備状況につきましては、令和5年度から令和8年度に かけて、校舎、屋内運動場の増改築工事などを進めており、校舎と屋内運動 場は、令和7年8月からの供用開始を予定しております。その後、令和8年度にグラウンドを整備し、令和9年1月からの供用開始を予定しております。

最後に、専決処分の報告3件について御説明します。「明星中学校耐震改修工事」、「永山西小学校増改築衛生設備工事」、「日章小学校耐震改修工事」につきましても、同様に、「インフレスライド条項」を適用し、契約金額を増額変更しようとするものです。

なお、議会の議決を経て締結した契約金額の変更は、その増減額が契約金額の10分の1以内の額、10分の1以内の額が2000万円を超える場合は2000万円以内となっており、その場合、専決処分が認められていることから、これら3件は令和6年8月2日に専決処分したところであり、第3回定例会で専決処分の報告をすることとなっております。

これらの工事概要としましては、永山西小学校は、先に御説明したとおりであり、明星中学校と日章小学校につきましては、令和5年度と令和6年度の2か年で耐震補強工事を行うものであり、日章小学校は10月、明星中学校は12月にそれぞれ工事が完了する予定となっております。以上、よろしくお願いいたします。

教 育 長 本 田 委 員 本案について、御意見、御質問等はありますか。

今まではこのような内容の報告事項はなかったように思いますが、今回報告事項として教育委員会会議にかけた理由は何かあるのでしょうか。

学校施設課長

契約締結については総務部契約課が所管しており、総務部において処理 していましたが、今回内部で検討したところ、教育委員会会議においても丁 寧に説明する必要があるという整理となりました。

このような経過で提案したものであり、外部から指摘を受けたような内容ではございません。

教 育 長

契約金額が高額なこともあり、報道にも出ることもあるので、報告する必要があると整理させていただきました。

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員教 育 長

ありません。

それでは、報告事項の(2)「旭川市議会令和6年第3回定例会の教育委員会関連議案について」、は、報告を受けたこととします。

<報告事項(3)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

令和6年7月19日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年9月5日付けで決定した1件の処分内容の報告を受けた。

《その他での報告事項》

教 育 長

本日予定していた案件は以上ですが、一部訂正がありますので、事務局から説明願います。

学 務 課 長

前回8月20日に開催しました第3回臨時教育委員会会議において、令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書を採択いただいたところですが、採択替えとなった英語の教科書の給与形態及び使用について、

事務局の説明内容が誤っておりましたので、訂正の御報告をいたします。

英語の教科書につきましては、学習指導要領において3学年分の指導内容が一体となっておりますが、教科書は学年別に発行されております。採択替えがあった場合、前回の説明では、採択権者の判断により採択変更前の発行者の新版教科書を使用することも可能となっているとお伝えし、履修内容に大きな違いがないことから、今回採択した教育出版の教科書を全学年で使用することを決定していただいたところでございます。

しかし、令和6年6月3日付け文部科学省通知「令和7年度使用文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の需要数報告に当たっての留意事項等について」において、英語については、「採択教科書を変更した場合、第1学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用するが、第2学年及び第3学年については、学習内容の連続性に配慮し、原則的に採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること」となっておりました。この通知に基づき、第1学年は今回採択した教育出版の新版教科書、第2学年と第3学年においては、採択変更前の東京書籍の新版教科書を使用することとなります。誤った説明により決定いただいたこととなり、お詫び申し上げます。

なお、社会科につきましては、前回御説明しましたとおり、1年生において地理と歴史を共に配付し、地理は2年生まで、歴史は3年生まで使用するため、現在1年生に配付されている教科書を引き続き使用することとなります。

教 育 長

ただいま事務局から説明がございましたが、過日決定した、2、3年生も教育出版の教科書を使用するという内容について、「原則的に採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること」とされている通知に基づき、2年生と3年生は東京書籍、1年生は教育出版ということでよろしいでしょうか。

近 藤 委 員

医療業界においての「原則」は、ある程度の弾力性がありますが、教育 業界における「原則」はそういった捉え方はできないのでしょうか。

教 育 長

何か大きな理由があり、採択替えとなった場合には、その都度、文部科 学省に伺いをたてる必要があると思います。

近 藤 委 員

教育出版を採択した理由としては、東京書籍よりも本市生徒の学力に見合った内容であると考えたからです。2年生、3年生が継続して東京書籍を使用する場合のことを検討していない中で、原則に従うというのはどうなのかと思いました。

教 育 長

学習指導要領上、3学年分の指導内容が一体となっているので、次の学年から別の教科書となった場合、履修漏れが発生する可能性が出てきます。その点を考えた時の「原則的に」という文部科学省の考えだと思います。

学 務 課 長

今回この事実が判明した際に、北海道教育庁に確認をし、通知のとおり 対応する旨の回答がありました。

本 田 委 員

採択替えが支障を来すようであれば、今後十分に注意した上で採択をしていかなければならないと思いました。事務局の説明を聞く限り、英語に限った話と捉えていいでしょうか。

学 務 課 長

今回の確認の中で、道徳の採択替えについては、採択者の判断によって

前のものを採択することも可能であるという但し書きがついておりました が、英語については原則という表現ではありながら、基本的には認められ ないという回答がありました。 教 それでは、改めて2年生と3年生は東京書籍、1年生は教育出版という 育 長 ことでよろしいでしょうか。 各 委 員 異議ありません。 それでは、「異議なし。」と認め、そのように決定いたします。 教 長 育 以上で令和6年9月の定例教育委員会会議を終了いたします。ありがと うございました。 《閉会》